

食品安全モニターからの報告（18年2月分）について

食品安全モニターから2月中に、64件の報告がありました。

報告内容

<意見等（一般報告）>

・ 食品安全委員会関係	8件
・ BSE関係	27件
・ 鳥インフルエンザ関係	1件
・ 食品添加物関係	1件
・ 農薬関係	2件
・ かび毒・自然毒関係	1件
・ 遺伝子組換え食品関係	1件
・ 新開発食品関係	8件
・ 食品衛生管理関係	3件
・ 食品表示関係	5件
・ その他	5件

<情報提供> 2件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例）食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会関係

季刊誌「食品安全」vol.7の「しっかり手洗い、していますか」について

季刊誌「食品安全」vol.7でキッズボックスの「しっかり手洗い、していますか」の記事は衛生教育に大変重宝だと思いました。食中毒を防ぐためにも、多くの人々が目にする新聞、雑誌等に、このような記事の紹介を望みます。

(高知県 女性 46歳 その他消費者一般)

季刊誌「食品安全」vol.7の活用について

季刊誌「食品安全」vol.7でキッズボックスの「しっかり手洗い、していますか」を読んだ。軽度の知的障害を持つ青年たちの就職活動に向けての訓練に携わっていますが、彼らにも今回のキッズボックスはわかり易くて良かったと思いました。

(神奈川県 女性 51歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

季刊誌「食品安全」では、国民の皆様の関心の高いリスク評価結果の紹介などに加え、食品に関する基本的な情報などをお子さんと一緒に考えてもらえるよう、「キッズボックス」のコーナーを設け、わかりやすく解説しています。また、この季刊誌につきましては、より多くの方に見ていただけるよう、食品安全委員会のホームページに掲載し、都道府県などの地方自治体や図書館などへ送付するとともに、全国各地で開催する意見交換会などで配布するなど、様々な機会を捉えて紹介しているところです。

キッズボックスをはじめ、季刊誌の内容につきましては、今後とも引き続きよりわかりやすい解説を心がけるとともに、その内容を広く周知してまいります。

食品安全モニターについて

食品安全モニター制度の発展のために(1)2年間継続食品安全モニターによる推薦制の実施によって意見等の随時報告の提出増加を図る(2)講習会・見学会をブロック別に実施し、食品安全モニターの知識向上を図る という2つの提案をします。

(大阪府 男性 77歳 食品関係研究職経験者)

食品安全モニターの活用について

食品安全委員会が求める食品安全モニターの役割が明確でなく、また、各モニター間で共通認識を持って活動しにくい状況にあります。モニターの活動内容を再確認し、有効活用してもらいたいと思います。

(神奈川県 女性 54歳 食品関係研究職経験者)

食品安全モニター活動について

平成17年6月の平日に開催された食品安全モニター会議は、有意義なものでした。平日だとなかなか行けない人もいると思うので、1年の締めくくりである2月か3月の土日にもう一度会議があってもいいのではないのだろうか。

(新潟県 女性 33歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニターの方々には、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、食品の安全性などについて御意見をいただいたり、必要に応じて当事務局から依頼する調査に御協力いただくなどの活動をお願いしています。

来年度（平成 18 年度）の食品安全モニターにつきましては、本年 1 月 26 日から約 3 週間、政府広報や当委員会ホームページ等を通じて公募を行い、全国各地から約 1,500 人の方の御応募をいただきました。現在、応募理由等から、特に、モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される方などを候補者として依頼に向けた準備を行っているところです。

また、食品安全モニター活動やモニター会議の運営等については、今回御指摘いただきました御意見を含め、これまでいただいた様々な御意見も参考にしながら、より良いものとするため、今後の運営に努めてまいります。

なお、当委員会では、消費者、食品関連業者、専門家などの関係者とリスクコミュニケーションを推進するために全国各地で様々な意見交換会を開催しており、食品安全モニターの皆様方に御案内させていただいております。今後もこうした機会を積極的に御活用いただき、食の安全性に関する知識や理解を深めていただければと考えています。

リスク評価の啓蒙について

約 1 年間、食品安全モニターに参加したが、食の安全に対する意識を変えたのは、モニター会議での専門調査会委員による「肥料・飼料等についてのリスク評価の考え方と実際」の講義であった。食の安全に対する話題がどんどん増えていく状況において、なるべく早く、なるべく多くの人に対して、リスク評価の考え方に関する知識の啓蒙が必要ではないだろうか。

（大阪府 女性 42 歳 その他消費者一般）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、国民の関心が高いテーマを中心に、リスク評価結果のポイントや Q&A を作成し、ホームページに掲載するなど正確かつわかりやすい情報提供を迅速に行うよう努めるとともに、食品の安全性に関する季刊誌や用語集の作成・配布等を行っています。

また、消費者、生産者等幅広い関係者が参加する意見交換会を開催し、専門調査会専門委員による講演などを行うとともに、質疑応答の機会を設け、そこで出た質問等については、できるだけわかりやすく丁寧に説明することに心がけています。

さらに、消費者の情報源としてマスメディアが大きな役割を果たしていることから、プレスリリースやマスメディア関係者との懇談などを通じて、正確な情報の提供にも努めているところです。

今後とも、様々な機会を利用しながら、食品健康影響評価の考え方を含め、食品の安全性に関する科学的情報を国民の皆様方に正確かつわかりやすく提供するよう努めてまいります。

このほか、以下の意見がありました。

食品安全委員会に今後期待すること

食品安全委員会は、今後は予防的見地からの提言もしてもらえればと思います。今以上に、新たな、重大な、食の安全を脅かす問題が発生しないよう、将来を見据えた食のあり方を探ってほしいと希望します。

(三重県 女性 41歳 その他消費者一般)

食品安全委員会と食育について

過日、市の給食センターの施設見学に参加した。そこでは、地産地消に取り組んでいる一方、給食を食べる側の児童は、朝食抜き、個食、アレルギー等様々な問題があるとのこと。食品安全委員会は、これからも食品に関する最新情報などをタイムリーに発信していただきたい。

(埼玉県 女性 70歳 その他消費者一般)

2. BSE関係

米国産牛肉輸入問題について

先日から、米国産牛肉の輸入停止が再び始まりました。米国側の不徹底な対応とあわせて日本政府のずさんな対応の仕方にも驚いています。もう一度、政府としても対応の仕方を見直してもらいたいと思います。

(奈良県 女性 41歳 その他消費者一般)

信用失墜した米国の安全対策

米国産牛肉に BSE 病原体のたまりやすい特定危険部位として指定されている脊柱が混入していたことが、輸入再開後わずか1ヶ月で発見された。米国のずさんな管理体制に対し、不安と不信感がぬぐいきれない。信用失墜であり、長期化しても引き続き輸入停止措置を講じてもらいたい。

(熊本県 男性 45歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉の輸入再々開に向けて

ようやく輸入が再開された米国産牛肉に脊柱が混入されていた。米国は問題の打開に向けていち早く対応策を打ち出したが原因が今一つはっきりしない。責任の所在を明らかにしたうえで輸入再開を今度こそ期待する。

(東京都 女性 61歳 医療・教育職経験者)

米国産牛肉の輸入停止について

テレビなどの報道を見る限り、輸入再開については不安が募る一方です。再度輸入を開始するならば、今よりも厳重な検査を行い、国民が安心して食せるように努めていただきたいと思います。

(千葉県 女性 32歳 その他消費者一般)

米国産牛肉輸入再停止について

輸入再開で背骨混入牛肉が発見され、輸入停止は長期化すると思われる。米国は「人為的ミス」と弁明しているが、日本側の輸入業者の認識不足も指摘される。特定の部位(仔牛のヒレ、舌や内臓など)の安全性こそ個々に検討されるとよい。

(京都府 女性 66歳 その他消費者一般)

崩れた輸入牛肉の安全根拠

国民にはよく理解されないまま、言わば米国側の思惑通り米国産牛肉の輸入が再開されたが、まさに舌の根も乾かないうちに、再び輸入停止になりました。今後も同様の繰り返しが考えられます。解決のためには、消費者に選択させる方法も必要だと思われるので、国はあらゆる情報を開示するべきだと思います。

(青森県 男性 67歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉輸入問題と食品安全委員会の役割について

平成17年12月の輸入再開は、食品安全委員会の提出した前提条件が守られた上での再開だったのか疑問を感じている。今後の再々開へ向けて食品安全委員会の役割を果たし、消費者が正しい判断が出来るように情報開示や説明を期待する。

(富山県 女性 65歳 その他消費者一般)

食品安全委員会からの報告について

食品安全委員会からの資料を参考にし、BSE、鳥インフルエンザ等について、機会のあるごとに、風評にまどわされぬよう説明してまいりました。しかし、マスコミの報道で、やっと輸入再開したばかりの牛肉に危険部位が混入していたことや、実際は調査員を米国に送って調べていなかったことに非常に驚いております。食品安全委員会及び国は、確実なことを知らせてほしいと思います。

(福島県 女性 62歳 その他消費者一般)

米国産牛肉に関するEVプログラムについて

次期、米国産牛肉の輸入再開に当たっては、EVプログラムを遵守できるかどうかの判断を米国側のみに委ねる事は容認出来ないと考えます。資料によると米国の日本向け処理施設は輸入停止前で40施設程度とのことでしたので、日本の管理機関が直接確認できない施設数ではないと思います。日本の管理機関にかかる責任は非常に重要となってくるが、日本の消費者の安全確保と信頼を回復させる為にも、EVプログラムの認定には日本の管理機関も加わるべきだと考えます。

(広島県 男性 38歳 食品関係業務経験者)

米国産輸入牛肉の安全確保は万全に

米国内でのへたり牛の食肉処理施設報道により、米国の管理体制に対して不信感が深まった。安全が確信できない状態での輸入再開は、全ての牛肉関連食品に対する不安の再来ともなりかねないので、安全確保の万全を切望する。

(大阪府 女性 50歳 医療・教育職経験者)

再度の米国産牛肉の輸入再開に向けて

再度の米国産牛肉の輸入再開に向けては、我が国による査察が信頼回復のために重要であると考えます。輸入再開は、査察を終え、輸入条件が確実に守られている施設に限定していただきたい。

(大阪府 女性 50歳 医療・教育職経験者)

再開した米国産輸入牛肉の背骨混入について

今回の背骨混入は、日本側の責任よりも、米国が日米間の合意した条件を守り、食肉施設で専門検査員の指導研修をして安全性を確認していれば問題はなかった。日本は事前に米国に専門官を派遣して、牛肉処理施設などで条件を守っているかどうか確認しながら、査察に取組み、慎重に対応してほしい。

(岡山県 男性 63歳 その他消費者一般)

米国の牛肉輸入再開問題について

日本は、食品においては安全性を重視するという自国のスタンスをつらぬくことを望む。また、貿易問題としての米国との牛肉輸入再開の是非を、世界レベルで協議する段階に来ていると思われる。

(大阪府 女性 34歳 その他消費者一般)

米国産牛肉等輸入再停止に思う

我々消費者は米国・カナダ牛の月齢確認や生産情報を信用できない。安全で安心し

て牛肉等を食するために、我が国は日本向け輸入プログラムを全世界に示し、共通の基本的な処理基準を策定する努力をすべきだと思う。

(兵庫県 女性 69歳 医療・教育職経験者)

牛肉輸入の問題について

食品安全委員会に、中立公正で科学的な根拠に基づく意見を望んでいるが、最終的な場面では外交手段や政治的な圧力に歪められているような不安を感じる。この問題は、国民の防疫の問題だと思う。その意味でも唯一の機関である食品安全委員会が強固な立場で、省庁等関係機関に言及して頂きたい。

(富山県 女性 36歳 医療・教育職経験者)

望まれる重責の自覚

再び米国産牛肉が輸入停止となった。輸入条件を遵守しないのであれば受け入れることはできないから、輸入停止は妥当な判断である。今後も食品安全委員会や政府は改めてその重い責任を自覚して欲しい。

(徳島県 男性 42歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉輸入再開について

米国産牛肉の輸入再開もつかの間、再開となってしまった背景には、食品安全委員会の唱えるリスクコミュニケーション不足が原因の一つと思われます。日米政府間、米国間のコミュニケーションについて再考をお願いします。

(愛知県 女性 40歳 その他消費者一般)

BSE問題の今後について

今後は、米国に担当官を派遣し、査察をきちんと行ったかどうかを食品安全委員会でも厳しくチェックするべきだと思う。そして、飼料管理やと畜場の処理工程のチェックを受け、合格した施設からの輸入に限定し、さらに定期的に査察を行っていく等、徹底した管理体制、チェック体制を確立すべきだと思う。

(埼玉県 女性 41歳 その他消費者一般)

米国産牛の再輸入停止について

米国産牛から「特定危険部位」が見つかり、再び輸入停止となった。米国側の原因究明と再発防止の報告だけで再開を判断せず、食品安全委員会の専門委員を主体とした査察団による処理施設の査察で安全対策の確認がなされてから再開の検討をするべきだ。

(福岡県 男性 54歳 食品関係業務経験者)

BSE問題について

新聞で米国の「へたり牛」が食肉処理されていたとの記事を読み、米国産牛肉は、もう必要ないと思いました。季刊誌「食品安全」vol.7では、BSEの感染率は日本・カナダの方が米国より高いとされていましたが信用できません。米国産牛肉の輸入には慎重になるべきだと思います。

(愛知県 女性 34歳 食品関係業務経験者)

米国はBSEのリスク問題に真剣なのか

米国産牛肉輸入が2年ぶりに再開された。その間「米国産牛肉は安全である。」と力説し続けていたのに、危険部位の脊柱が混入し、再度輸入停止となった。なぜ米国はBSEのリスク問題を軽んじているのだろうか。

(宮崎県 男性 70歳 その他消費者一般)

米国産牛肉輸入について

米国農務省ジョハンス長官が「月齢20ヶ月以下の全頭検査は科学的根拠がない」との声明を出しました。日本と米国では「食の安全」に対する意識の差があると思います。安全が確認され輸入が再開された時には、輸入牛肉の関税を引き上げて、国内の生産農家の補助に回し、国内自給率を上げるべきではないでしょうか。

(秋田県 男性 49歳 食品関係業務経験者)

輸入牛は生物兵器

輸入牛は生物兵器ではありませんか。特に米国産牛は月齢不明、特定危険部位除去の確定検査不能と米農務省監査局(OIG)で認めています。このような牛を米国が日本に輸出することは生物兵器で日本を侵略することではありませんか。テロです。

(秋田県 男性 49歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉の輸入について

牛肉は切り身として販売されていれば、生産地や部位の区別がわかりますが、加工されたハンバーグなどに牛肉が入っていたら安全な肉なのかどうかは知ることができません。完全なる安全が保証されない限り、米国産牛肉の輸入に反対します。

(岩手県 女性 48歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省では、米国・カナダ産牛肉及び内臓に関する食品健康影響評価結果をふまえ、平成17年12月12日に日本向け輸出プログラムにより管理された牛肉等の輸入再開を決定しましたが、平成18年1月20日、米国から到着した子牛肉にせき柱の混入が確認されたことから、一旦、全ての米国産牛肉等の輸入手続が停止されています。

その後、米国政府から示された「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」について、リスク管理機関から、米国政府に対し照会がなされるなどの対応がとられているところです。

いずれにしましても、現在、リスク管理機関において、米国政府による原因の徹底的な究明と再発防止策の確立を求める努力が行われているところであり、食品安全委員会としては、引き続きその対応状況の把握に努め、適切に対応してまいります。

(これまでの経緯)

食品安全委員会では、平成17年5月24日、リスク管理機関から、米国・カナダ産牛肉及び内臓に関する食品健康影響評価について意見を求められ、同年12月8日付けでリスク管理機関に通知しました。

評価結果の結論は、「リスク管理機関から提示された日本向け輸出プログ

ラム（全頭からの SRM 除去、20 ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国の牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクは非常に小さいと考えられる」とされました。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

米国産牛肉の安全確保については、日米間で合意した対日輸出プログラムの遵守が必要であり、このプログラムは輸出国である米国政府の責任で遵守されるべきものです。

厚生労働省及び農林水産省としては、米国において適切に管理措置が実施されるよう対応してきたところであり、具体的には、米国における対日輸出プログラムが確実に機能しているかを確認するため、担当官を派遣し査察を行うとともに、検疫所における水際での検査体制の強化等の措置を講じてきたところです。

米国からせき柱付きの子牛肉が我が国に到着したことについては、米国側の報告書によれば例外的なケースとされていますが、その原因について、我が国側より、今回問題を起こした施設の認定に問題はなかったか、他の対日輸出施設の認定や検査は適切に行われたか、などの疑問点を照会しているところです。

報告書については、引き続き精査しているところであり、今後も必要に応じて米国側に問い合わせを行ってまいります。

いずれにしましても、米国産牛肉の輸入手続を再開するためには、日米間で合意したルールが遵守されることが必要です。今後とも、米国産牛肉の安全性に対する消費者の信頼回復を図ることができるよう、関係者の皆様との意見交換や、ホームページ、メールマガジン等を通じた情報提供を行い、的確に対応してまいります。

なお、米国、カナダ産牛肉等への対応については、

農林水産省ホームページ：

「米国・カナダ産牛肉等への対応」

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html

厚生労働省ホームページ：

「牛海綿状脳症（BSE）関係ホームページ」＜輸入牛肉等対策＞

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

を御覧ください。

BSE問題から考える原産地表示について

昨今の BSE 問題から考えてみると、消費者にとって原産地表示はとても重要であると再認識します。消費者サイドに立ったリスクコミュニケーション、リスク管理の一つとして、原産地表示のあり方についてもっと考えていくべきだと思えます。

（愛知県 女性 40 歳 その他消費者一般）

米国の牛肉処理やOIE基準に対する不安について

米国の歩行困難な牛が食肉として処理されていたという記事や、国際獣疫事務局（OIE）から条件を満たせば牛の月齢に関係なく牛肉の輸出入を認めるというBSEの安全基準を緩和するという案が提示されたという記事を読んで、米国産牛肉の再輸入に強い不安を感じている。秋から行われる予定である肉加工品の産地表示は、きちんとごまかしのない、消費者から信頼されるものにしてほしいと願っている。

（熊本県 女性 55歳 その他消費者一般）

BSEについて

最近の米国産牛肉輸入とBSE対策に関しては、消費者にとって予想されていた最悪の状態に至った。国をあげて大山鳴動したが、消費者が得た大方の結論は「食うか食わぬか自ら判断する」ということに行き着く。然らば、消費者が的確な判断をするための適切な商品情報を、タイムリーにわかりやすく公開すること、その厳正な管理監督システムの早急な確立こそが不可欠である。

（神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者）

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

消費者に食品の情報を正確に伝える観点から、原産地など品質に関する情報を提供することは重要であるため、平成12年7月から、牛肉を含む全ての生鮮食品に原産地の表示を義務づけるとともに、平成13年4月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務づけています。

また、国内で製造される加工食品については、平成16年9月に、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして、品目横断的に生鮮食品に近い20食品群を原料原産地表示の対象としたところであり、この中で、「味付けカルビ」、「合びき肉」などの牛肉加工品もその対象となっています。（約2年間の移行期間があり、平成18年10月以降義務化）

加工食品の表示を含めた表示制度全般については、厚生労働省と農林水産省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において検討を行っており、今後とも「食品の表示に関する共同会議」の議論を踏まえ、消費者等にとってよりわかりやすい表示となるよう施策を進めていきたいと考えています。

農林水産省では、食品表示について、従前から、地方農政局、地方農政事務所等の職員による表示の監視を行っております。

特に、牛肉については、これまでも監視業務の一環として、小売店舗等における表示の実施状況の調査の際に、原産地の表示根拠となる仕入伝票等を確認する等の取組を行っており、引き続き徹底してまいります。

また、平成18年10月から原料原産地表示が義務化される生鮮食品に近い加工食品についても事業者自らが原料原産地の表示に前向きに取り組むよう、表示状況調査の中で積極的に啓発していくこととしています。

さらに、調査の中で、生鮮食品や加工食品の原料原産地を誤認させるような不正表示が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等の措置を適切に講じることとしており、これらの取組を通じ、原産地表示に対する消費者の信頼確保に努めてまいります。

3. 鳥インフルエンザ関係

鳥インフルエンザからの感染防止について

鳥インフルエンザの感染防止については、関係省庁で養鶏施設の周到的な点検・検査を行い、国民の食の安全・安心のための継続的な施策を講じていると思いますが、鳥インフルエンザの人への感染防止について、鋭意努力して頂きたい。

(群馬県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることがあることが知られています。

これまで、人が鳥インフルエンザにかかったことが確認されたのは、世界で177人(うち死亡は98人)(2006年3月14日現在)になりますが、いずれも、感染した鶏と濃厚に接触したことが原因とされています。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、厚生労働省では、ホームページに、「鳥インフルエンザに関する情報(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1f.html>)」を掲載して、国民の皆様や関係者に対し、鳥インフルエンザに関する情報提供を行っています。

さらに、医療機関が鳥インフルエンザにかかった疑いのある患者を診察した場合には直ちに報告をしていただき、関連する調査等を実施することにより、感染のまん延防止が行える体制を整備しています。なお、鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診してください。

【農林水産省からのコメント】

農林水産省としては、国内での高病原性鳥インフルエンザの発生予防やまん延防止のため、発生国からの家きん等の輸入停止を行うとともに、農場における野鳥の侵入防止等の発生予防対策、早期発見のためのモニタリング検査の実施や農家からの死亡羽数の報告の要求等を行っています。また、万一発生した場合には、発生農場飼養鶏の殺処分等を行うことになりますが、殺処分などの防護措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と適切に連携し、防護服、マスク、ゴーグル等を着用するなど、感染防止に十分留意するよう指導しています。

人への感染防止対策については、今後とも厚生労働省と十分連携し、防疫対策に備えていきたいと思っております。

4. 食品添加物関係

消泡剤について

豆腐に使用されている消泡剤は、食品添加物として使用が認められていますが、使用基準量はどのように定められているのでしょうか。消泡剤として主に使用されているシリコン樹脂やモノグリセリドの安全性について教えてください。

(大分県 女性 32歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、食品の製造、加工、若しくは保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法第10条により、食品添加物については、天然香料等を除き、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が定める場合を除いては製造及び使用等が禁止されております。

食品添加物の使用を認めるに当たっては、必要に応じて、使える食品や使用量の限度について基準（使用基準）を設定し、食品添加物の安全性を確保しています。

シリコン樹脂については、消ほうの目的で用い、かつその使用量が、シリコン樹脂として、食品の1kgにつき0.050g以下である場合には、人の健康を損なうおそれがないと考えられることから、使用基準を

「シリコン樹脂は、消ほうの目的以外に使用してはならない。

シリコン樹脂の使用量は、シリコン樹脂として、食品の1kgにつき0.050g以下でなければならない。」

と設定しています。

また、お尋ねのモノグリセリドは、指定添加物「グリセリン脂肪酸エステル」の一つと考えられますが、「グリセリン脂肪酸エステル」は、通常、食品添加物として用いられる範囲では、人の健康を損なうおそれがないと考えられることから、使用基準を設定しておりません。

5. 農業関係

中国産キャベツの残留農薬について

中国産キャベツに基準値を上回る残留農薬が検出されたとの報道を耳にし、他の中国産野菜は本当に大丈夫なのかと不安を持ちました。同じようなことが起きないように、行政の厳しい取締りを望みます。

(和歌山県 女性 30歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

中国産の野菜については、平成17年において約15%の残留農薬検査を実施しており、18件の基準値違反が確認されています。中国産キャベツ等の残留農薬違反が確認された食品については、輸入の都度検査を実施し、基準値に適合していることが確認できたものについて輸入を認めているところです。

また、その他の食品については、これまでの違反(検出)事例、海外での情報、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検体数に基づき、年間計画数を定めてスクリーニング的に抽出検査を実施しています。

厚生労働省では、これらの輸入食品の安全確保対策として、食品衛生法に基づき輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、重点的、効果的、効率的な検査の実施を図るとともに、輸出国政府との二国間協議等を通じ、輸出国における衛生対策の推進を図っているところです。

ポスターベスト農薬のチェック体制と基準値について

食の安全性の観点から輸入食品のポスターベスト農薬については、非常に気になるところですが、これらのチェック体制と基準値がどのように設定されているのか伺いたい。

(栃木県 男性 68歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

ポスターベストで使用されるものを含め、食品中に残留する農薬については、食品衛生法に基づき残留基準が設定されており、この基準に適合しないものの販売等が禁止されています。農薬の残留基準は、専門家による科学的な評価を経て設定されるもので、推定される一日あたりの摂取量が農薬成分のADI(一日摂取許容量)を超えることがないように、各食品の摂取量を勘案し、設定しています。

厚生労働省では、輸入食品の水際の安全確保対策として、全国の検疫所に300名の食品衛生監視員を配置し、食品等の輸入時の審査、検査等を実施しているところです。この食品衛生監視員については、これまでも順次増員を図っています。

また、残留農薬、動物用医薬品及び遺伝子組換え食品等の高度な分析業務を集行的に行う検査センターを横浜及び神戸検疫所に設置するとともに、検疫所の試験業務の一部を民間の検査機関へ委託できる体制を整備するなど、検査体制の充実・強化を図ってきたところです。

さらに、食品衛生法に基づく輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、これに基づき重点的、効果的、効率的な検査の実施を図るとともに、輸入者への指導の充

実強化等を図っています。このほか、輸出国政府との二国間協議及び必要に応じ我が国の専門家による現地調査を行う等、輸出国における衛生対策の推進を図っているところです。

また、国内に流通している輸入食品については、国内産品と同様に各都道府県等において監視指導計画を策定し監視指導を実施しており、違反食品を発見した際には厚生労働省と連携を図り、適切な違反品の措置や検疫所での水際検査の強化、輸出国への対策の要請を行っています。

今後とも農薬等のポジティブリスト制度の導入を踏まえ、検疫所における検査設備の充実や検査項目の拡充等により輸入時検査体制の強化を図るとともに、輸出国における衛生対策の推進、輸入者への指導の強化を行っていくこととしています。

6. かび毒・自然毒関係

かび毒の人体における有害性や「GAP」の取組みについて

生産段階でのかび毒の汚染確認は、従来サンプリングで抽出されていましたが、コストがかかるので、「GAP」（適正農業規範）の導入がされ、生産段階での予防によるリスク低減が図られています。また、消費者に対し、もっとかび毒の恐さを喚起し、メディアで公表するべきと思います。

（大阪府 女性 34歳 その他消費者一般）

【農林水産省及び厚生労働省からのコメント】

かび毒については、通常の加工や調理では大幅な低減が困難なものも多いことから、生産段階でリスク管理を行い、かび毒を「発生させない」ことが重要です。このため、農林水産省では、食品安全のためのGAPの普及等を通じて、生産現場でのリスク管理の確実な実施を推進するとともに、適切なリスク管理措置を検討・選択するために、生産段階で農作物をサンプリングして、かび毒の汚染状況を把握するための実態調査を実施し、その結果を公表しています。

また、かび毒の毒性や生産から消費段階までのリスク低減対策等について、広く情報提供を行うため、平成17年9月（東京）及び本年2月（大阪）にかび毒に関する意見交換会を開催しました。配布資料や議事録等については、農林水産省ホームページに掲載し、広く情報提供に努めているところです。（大阪で開催したものについても、近々掲載の予定です。）

（参考）

農林水産省ホームページ：

実態調査の結果

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/kobetsu.html

かび毒に関する意見交換会

http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/20050914/gijisidai.html

7. 遺伝子組換え食品関係

遺伝子組換え大豆への不安

ロシアの生物学者が行った実験で、遺伝子組換え大豆を混ぜた餌を与えたラットの子孫は、通常の餌を与えたものに比べて死亡率が高く、低体重が多いとあり、とても不安を感じている。多くを輸入大豆に頼る国として、遺伝子組換え大豆の安全性について知りたい。

(千葉県 女性 48歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、大豆やとうもろこし等の遺伝子組換え食品の安全性の評価を、委員会で決定された評価基準に基づき、これまでに食べられてきた従来品種との比較により行っております。

人の健康に対する具体的な評価項目は、

挿入された遺伝子やそれによって生産されるタンパク質の有害性

新たに生産されるタンパク質が、アレルギーを誘発する可能性はないか

従来食品と比較して、含有成分が大きく変化したり、新たな有害物質を作る可能性はないか

等についてであり、その可能性を含めた予測を行い、それが人の健康に与える影響についての評価を行っています。

評価基準では、上記の項目により安全性の知見が得られない場合には、急性毒性に関する安全性を確認するため、試験の提出を求めているところです。なお、御指摘にある試験結果については承知しているところですが、今後必要な場合には、リスク管理機関と連携を図りながら、対応していきたいと考えています。

今後とも、情報の収集に努めるとともに、最新の科学的知見に基づいたリスク評価を行ってまいります。

8. 新開発食品関係

大豆イソフラボンの健康への影響の詳しい情報の公表を希望

先日、大豆イソフラボンの過剰摂取による健康被害などの記事、ニュースを目にした。大豆イソフラボンに関心のある方の多い昨今、大豆イソフラボンの健康への影響に関する、数値などの詳しい情報の公表を希望する。

(高知県 女性 46歳 その他消費者一般)

大豆イソフラボン特定保健用食品の適正摂取量について

特定保健用食品の多量摂取をしている友人が多い中、今回の特定保健用食品における大豆イソフラボン適正摂取量の報告は、自分達の食生活を見直す上で意義のある見解だった。公的機関からの指摘がない限り、取れば取る程良いという観念がはびこっていることを踏まえ、今後も検討していただければと思う。

(富山県 女性 36歳 医療・教育職経験者)

「大豆イソフラボン」について

先日「大豆イソフラボン」について過剰摂取に注意を促す発表がありました。ホルモンのバランスを崩す恐れがあるということですが、もう少し詳しい説明が必要ではないでしょうか。消費者は余計混乱すると思います。

(奈良県 女性 41歳 その他消費者一般)

大豆イソフラボンの過剰摂取について

サプリメント類での大豆イソフラボンの過剰摂取には注意をとのことですが、幼児・妊婦以外では心配ないのか。また、食事からの大豆製品摂取にも注意が必要なのか。数量・リスクについて詳しく知りたい。

(山口県 女性 59歳 食品関係研究職経験者)

大豆イソフラボンの食事以外の摂取量について

食品の安心・安全には「疑わしきは食わず、食べさせず」を明確にし、新食品のチェック、監督及び国民への情報とバランスのとれた食事の進展を図ることを願います。このたびの「大豆イソフラボンの食事以外の摂取量」に関する評価には敬意を表するが、一般の国民が理解するにはまだ難しいので、分かりやすく、丁寧に、繰り返し情報提供していただきたい。

(東京都 男性 68歳 食品関係業務経験者)

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の健康影響評価について

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の健康影響評価について審議中とのことだが、以前、大豆イソフラボンの一日摂取目安量の上限值は約30mgとすると聞いた記憶がある。思い違いかもしれないが、上限値の有無や意味を教えていただきたい。また、厚生労働省は、特定保健用食品の認定を慎重にしたほうが良いのではないだろうか。

(沖縄県 女性 45歳 食品関係業務経験者)

大豆イソフラボンの過剰摂取について

食品安全委員会から、大豆イソフラボンの取り過ぎはいけないとの報告がされてい

ますが、健康志向の昨今、そう簡単に取り過ぎはいけませんと言われても困惑せざるを得ません。基準というものは、いったい何をもとにして決められているものなのでしょうか。

(島根県 女性 47 歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

平成 16 年 1 月及び 5 月に厚生労働省から食品安全委員会に対して、大豆イソフラボン等を関与成分（主に有効と考えられる成分）とする特定保健用食品 3 品目の健康影響評価の要請がありました。

本年 2 月までに、新開発食品専門調査会において、調査審議が行われ、その結果が、3 月 9 日の食品安全委員会に報告され、同日から 4 月 5 日までの間、国民の皆様からの意見・情報の募集を行っているところです。

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方（案）のポイントは、以下のとおりです。

大豆イソフラボンの一日摂取目安量の上限値を 70～75 mg/日（大豆イソフラボンアグリコン換算）と設定

大豆由来食品からの大豆イソフラボン摂取量 70 mg/日（平成 14 年国民栄養調査のデータの 95 パーセンタイル値 64～76 mg/日を基に算出。）及び ヒト臨床研究に基づく安全な上限摂取目安量 75 mg/日（閉経後女性を対象に大豆イソフラボン錠剤（150 mg/日）を投与した試験において、健康被害（子宮内膜増殖症の発症）が有意に高かったことをふまえ、個人差等を考慮の上、算出。）から一日摂取目安量の上限値を 70～75 mg/日と算出。

特定保健用食品としての大豆イソフラボンの安全な一日上乗せ摂取量の上限値を 30 mg/日（大豆イソフラボンアグリコン換算）と設定

閉経前女性が特定保健用食品として、日常の食生活に上乗せして摂取する量を 30 mg/日として設定（閉経前女性を対象とした摂取試験において、血液中のホルモン（女性ホルモン）の濃度の低下と月経周期の延長が併せて見られた上乗せ摂取量（57.3 mg/日）に、個人差等を考慮の上、算出（57.3 mg/日のおおよそ 2 分の 1））。

また、閉経後女性及び男性の日常の食生活に上乗せして摂取する量の上限値については、30 mg/日を設定（閉経前女性の結果を外挿）。

胎児、乳幼児、小児、妊婦について

妊婦、胎児については、動物実験における有害作用の報告等を鑑み、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できない。

乳幼児、小児については生殖機能が未発達であることを考慮し、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できない。

なお、今回の安全性評価は、大豆イソフラボンを通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性を検討したものであり、長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としたものではありません。また、一般的な大豆由来食品の摂取に関し、安全性について特別の問題が提起されたことはなく、大

豆イソフラボンアグリコンの一日摂取目安量の上限値、70～75 mg/日は、この量を毎日欠かさず長期間摂取する場合の平均値としての上限値であり、大豆由来食品からの摂取量がこの上限値を超えることにより、直ちに健康被害に結びつくというものではありません。

大豆は植物性たん白質、カルシウム等の栄養素に富む食品であり、健康のためには、特定の成分のみを摂取することよりも、バランスの良い食事を摂ることが重要です。

また、当委員会では、評価（案）のポイントを整理したり、Q&Aを作成するなど、正確な情報の提供に努めています。以下のサイトを御覧ください。

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方（案）

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_isoflavone180309_4.pdf

大豆及び大豆イソフラボンに関する Q&A

http://www.fsc.go.jp/sonota/daizu_isoflavone.html

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品（3品目）の食品健康影響評価（案）のポイントについて

http://www.fsc.go.jp/hyouka/isoflavone/hy_isoflavone_hyouka_point.pdf

【厚生労働省からのコメント】

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品については、食品安全委員会の評価結果が示された後、その内容を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において対応を検討し、必要な措置を講じることとしています。

アガリクス健康食品の販売停止について

厚生労働省は「キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒」に発がんを促す作用を確認し、自主回収と販売停止を要請した。巷に氾濫する疑わしい健康食品から消費者を守るため、厳重な取り締まりと安全チェックの強化を食品安全委員会に望みます。

（福岡県 男性 54歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

アガリクスを含む食品に関しては、国立医薬品食品衛生研究所より、「キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒」について、ラットを用いた中期多臓器発がん試験の結果、発がんを促進する作用が認められたとの中間報告があったことから、本年2月13日に厚生労働大臣から、食品衛生法に基づき、本製品の販売を禁止するため、食品安全委員会に対し食品健康影響評価の要請がありました。

食品安全委員会としては、国民の健康の保護を最優先とし、科学的な最新の知見に基づき、中立・公正に食品健康影響評価を行ってまいりたいと考えております。

【厚生労働省からのコメント】

いわゆる健康食品の安全性確保に関しては、事業者の安全性確保のための自主

的な取組を推進する観点から、平成 17 年 2 月、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤・カプセル状食品の原材料の安全性に関する自己点検ガイドライン」を示し、その普及啓発を図るとともに、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について」(平成 17 年 2 月 28 日付け医薬食品局食品安全部長通知)により、過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものについてはその旨を表示すること、その食品が含有する成分に応じ、科学的根拠に基づき一日当たりの摂取目安量を設定すること等について適切な運用がなされるよう、都道府県及び関係業界を通じて周知徹底を図っています。

なお、(独)国立健康・栄養研究所のホームページにおいては、「健康食品」の安全性・有効性データベースが開設されており(<http://hfnet.nih.go.jp/>) 個々の健康食品素材における安全性・有効性などの正確で客観的な情報を集約して提供しておりますので、御参考にされるとよいと思います。

9 . 食品衛生管理関係

水道水の安全性に関して求めること

水道水の危険性が指摘されている。しかし、日本の水道水がどのくらい有害物質を含んでいるかなど、情報公開されていない。その検査の情報の開示と誰もが手軽にできる水道水を安全に使用するための具体的な方法を示してほしい。

(岐阜県 女性 51 歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

水道水については、水道法に基づき、健康への影響の観点(化学物質など)や、色、においなどの性状の観点から、50 項目の水質基準が設定されています。

水道事業者は、定期的にこれらの項目について水質検査を行うことが義務づけられており、また、その検査の計画をあらかじめ公表し、検査の結果は、毎年 1 回以上定期的に公表することとされています。

これらの情報は、できるだけ容易に入手できる方法で提供(公表)することが望ましいと考えておりますが、具体的な公表方法は、水道事業者のホームページや広報誌に掲載する等、水道事業者ごとに異なりますので、お住まいの地区の水道局までお問い合わせください。

厚生労働省では、今後とも水質検査の結果が適切に情報公開されるよう努めてまいります。

ノロウイルス食中毒対策について

ノロウイルス食中毒は年々増加傾向にあります。他の食中毒起因菌と違い、人から人へも感染し、人からの二次汚染も多くみられます。ノロウイルス食中毒対策は、現在の食中毒予防対策でまず取り組むべき課題です。

(埼玉県 男性 62歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

ノロウイルスによる食中毒については、報告事例が年々増加しており、厚生労働省では、これまでノロウイルス食中毒対策に資するため、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、食品やカキの養殖海域等における汚染実態調査、食品等からの高感度検出法の開発等を実施しているところです。

ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、厚生労働省ではノロウイルスに関する正しい知識と予防対策等について理解を深めていただくことを目的として、ノロウイルスに関するQ&Aを作成し、ホームページで公開しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

また、各都道府県等においても、従来からの原材料の衛生対策や近年増加傾向にある調理従事者を介して食品を汚染したことが原因と考えられる食中毒防止のための事業者への衛生教育の実施等、最新の知見に基づいた監視指導を実施しています。

食品衛生監視票の活用について

食品衛生監視員が施設を監視指導した場合、「食品衛生監視票」を用いて採点することに努めることとされているが、その実態は必ずしも活用されていない。国は実態を調査し、公表してほしい。

(埼玉県 男性 62歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生監視票については、各都道府県等が、各都道府県等監視指導計画に基づき、食品衛生監視員に各営業施設の監視指導を行わせ、その結果を各施設内に掲示しているものであり、厚生労働省においてもその作成に努めるよう、都道府県等に要請しているところです。

食品衛生監視票は、各都道府県等の監視指導や、営業者の自主的な衛生管理の向上に適宜利用されていますが、その活用方法に関する各都道府県等の取組について疑問がある場合は、お近くの保健所等に御相談ください。

10. 食品表示関係

輸入野菜の農薬表示について

国産牛肉にはトレーサビリティが実施され、国内の農産物には農薬取締法により薬名・希釈率・使用時等が設定されている。輸入野菜が増大している今、原産国表示とともに農薬使用について表示したほうが良いのではないか。

(石川県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品中に残留する農薬については、これまでも食品衛生法に基づき、基準を超える農薬等が残留する食品の販売等が行われないよう、国、都道府県等の食品衛生監視員が監視指導を行っています。さらに、本年5月より、ポジティブリスト制度（残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）が施行されることにより、食品の残留農薬に係る規制はより充実されることとなりました。

このように輸入野菜を含め、国内で流通する食品については、残留農薬に関する安全性は確保されているものであり、食品衛生法上の観点から農薬の使用について表示する必要はないものと考えております。

アレルギー物質表示について

アレルギー物質の表示もれによる自主回収の社告が毎日のように掲載される。これは、製造・販売メーカーの表示制度に対する認識の甘さ、社内チェック体制の弱さである。表示違反を減少させるため、行政に表示制度の見直しを望む。

(埼玉県 男性 62歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法では「食品等事業者は、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、食品等の安全性は一義的に食品等事業者が責任をもって表示することとなっております。一方で消費者からは依然、表示制度についてはわかりづらいとの御指摘があることを踏まえ、農林水産省と共同で「食品の表示に関する共同会議」を設け、表示制度全般について検討を頂いているところであり、今後ともアレルギー表示方法など食品等事業者に対してハンドブック等を活用し、消費者にとってわかりやすい表示となるよう指導を行ってまいりたいと考えております。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

特別栽培農産物シール偽装について

TVで特別栽培農産物シール偽装についてのニュースを見た。買う側としてはその表示に価値を見出し、お金を支払うので、複製されないような工夫や、特別栽培農産

物シールそのものについての更なる検討をしてほしいと思います。

(愛知県 女性 34歳 食品関係業務経験者)

袋菓子について

お茶うけやビールのつまみに食べる袋菓子の中に入っている小袋にも菓子の賞味(消費)期限を表示してもらいたい。外袋を捨ててしまうと、賞味(消費)期限がわかりません。

(秋田県 男性 49歳 食品関係業務経験者)

節分用の煎った大豆の表示について

節分用の煎った大豆を購入するにあたって、原料大豆の産地表示のないもの、遺伝子組換えの有無の表示のない商品が複数あることに気づいた。産地表示、遺伝子組換えの有無は短期の季節商品でもキチンとしてほしい。

(高知県 女性 46歳 その他消費者一般)

11. その他

種なし処理の薬剤や芽出し防止処理の薬剤等の残留期間について

デラ葡萄は種なし処理、ジャガイモや玉ねぎは芽出し防止処理により、品質保持されていると思われます。これらの食品の処理に使用した薬品や放射線等はどのくらいの期間で消えるのでしょうか。消えなかった残留分は体内に蓄積されるのでしょうか。

(山梨県 女性 69歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

デラ葡萄の種なし処理やばれいしょの芽出し防止に使用される薬剤は農薬に該当しますが、食品中に残留した農薬の消長等の挙動は、各農薬の物理的な性質により様々です。

食品中に残留する農薬については、食品衛生法に基づき残留基準が設定されており、基準を設定する際には、種々の試験の成績等をもとに、ヒトや動物に対する毒性評価、農作物への残留についての評価、動物体内における農薬の挙動や代謝などのメカニズムも科学的に評価されています。この基準を超えない残留であれば、安全上の問題はありません。

また、我が国において、ばれいしょの発芽防止の目的で放射線照射を行う場合、放射線の線源及び線種はコバルト 60 のガンマ線とし、ばれいしょの吸収線量が150 グレイを超えてはならないと定められております。なお、照射線は、ばれいしょを通り抜けてしまうので、ばれいしょに放射線が残ることはありません。

なお、現在、たまねぎに対しての発芽防止を目的とする放射線照射は認められておりません。

クローン牛について

受精卵クローン牛は、頭数は少ないものの、日本でも流通実態がある。しかし、任意表示であるため、購入する消費者にその実態は伝わっていないのが現実である。日本や諸外国におけるクローン牛の研究状況を調査し、今後どのような展開になっていくのかなどについて情報公開を望む。多くの消費者は、クローンといえば、「ドーリー」を思い出してしまうので、消費者にも理解できるような資料を提供する必要もある。

(大阪府 女性 33歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

我が国においては、年間 125 万頭前後の牛が食肉処理されていますが、このうち受精卵クローン牛の処理量はわずか 20～40 頭程度と極めて限られており、一般の消費者が店頭でクローン牛由来畜産物（肉、乳等）を目にする可能性は、極めて低いものと考えられます。一方、体細胞クローン牛については、新しい技術であることなどから、今のところ、出荷の自粛を要請しているため、市場には出回っていません。

受精卵クローン牛については、一般の牛と何ら変わらないと考えられることから、消費者等の意見を踏まえ、「受精卵クローン牛」または「Cビーフ」等の名称を任意表示した上で、流通・販売されるよう関係機関に要請しています。

また、クローン牛の出生、廃用等の異動情報については、県等の試験研究機関の協力を得ながら、試験研究機関からの届出情報に基づき、原則として毎月ホームページ(<http://www.s.affrc.go.jp>)を通じて情報提供を行っているところです。

我が国における家畜クローン研究の現状については、「ライフサイエンスに関する研究開発基本計画」(平成 9 年 8 月 13 日内閣総理大臣決定)に従い、試験研究機関の協力を得ながら年 2 回取りまとめを行っています。その内容については、農林水産省のホームページを通じて情報提供を実施しており、直近では平成 17 年 9 月 30 日現在の調査結果を公表したところです。

農林水産省では、クローン牛に関するパンフレットを作成し、希望者へ配布するとともに、クローン技術をはじめとする畜産分野の新しい技術についても、社団法人畜産技術協会より消費者向けのパンフレット等の提供を行っていますので御覧ください。

今後とも、消費者や生産者の御理解を得るために、正確で分かりやすい情報提供を通じてこれらの取組をさらに充実させてまいります。

農林水産省ホームページ：

家畜クローン研究の現状について（平成 17 年 9 月 30 日現在）

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2005/1128b.htm>

パンフレット「クローン牛について知っていますか 早わかり Q&A」

http://www.s.affrc.go.jp/docs/clone_pamph/clone.pdf

社団法人畜産技術協会ホームページ：

<http://jlta.lin.go.jp>

(参考) 受精卵クローン牛の流通量

年 度	食肉用として出荷された受精卵クローン牛の頭数 (A)	国内で食肉処理された牛の頭数 (B)	全体に占める割合 (A / B)
平成14年度	39頭	1,238千頭	0.003%
平成15年度	38頭	1,238千頭	0.003%
平成16年度	18頭	1,254千頭	0.001%
平成17年度(4~12月)	8頭	946千頭	0.001%

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

奇形魚について

平成17年11月のモニター報告にあった「奇形魚について」を読んで不安を感じました。スーパーの魚の担当者が時折、奇形魚を目にするという内容であったが、切り身だったり、すり身だったりすると消費者にはわかりません。きちんとした調査を早急に行い、結果を発表してほしいと思います。

(愛知県 女性 34歳 食品関係業務経験者)

家庭でも食品汚染を検出

名古屋大学工学研究科と和歌山大学教授らが共同で食品汚染を検出できる小型計測器を開発するベンチャー企業を設立した。将来的に家庭でも使えるものをめざすとのことであった。このような検査やそれについて調べることが食の安心・安全な環境を作り出す一つになると思い、期待します。

(愛知県 女性 40歳 その他消費者一般)

今、食生活に求められるもの

女性の社会進出、ライフスタイルの多様化に伴う個食化などが進展していますが、今一度、家族団らんの中での食事、食事の意義や役割の再認識が必要だと思います。

(山形県 男性 44歳 医療・教育職経験者)

< 情報提供 >

「庄内地域 食の安全・安心推進連絡会議」について

山形県の組織した「食の安全県民会議」にかわって組織された「庄内地域 食の安全・安心推進連絡会議」が農政事務所によって組織され、委員として出席した。地産地消や食育分野を中心に活発な議論がなされていた。

(山形県 男性 43歳 医療・教育職経験者)

夢未来やまがた食育推進本部について

山形県でも本県独自の食育推進計画、食料自給率目標、地産地消計画を策定し、食育を県民運動として展開することになった。私個人としては、県民一人、一人が自らの毎日の食の中で、食について正しく判断できる知識を持つことの必要性を感じている。

(山形県 男性 43歳 医療・教育職経験者)